

2026（令和 8）年度

家具転倒防止器具等支給・取付事業の手引き

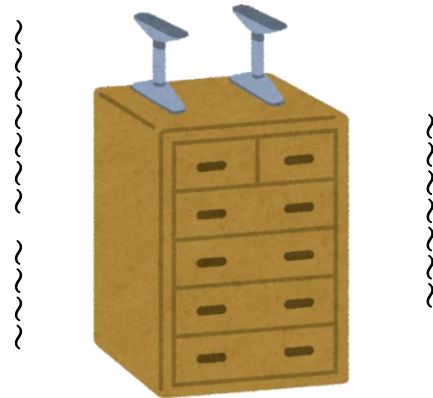
国立市では、地震発生時における被害の減少及び自助による市民の防災力の向上を目的として、非課税世帯に対する家具転倒防止器具等の支給事業、ならびに 75 歳以上の高齢者のみ世帯やしょうがいしゃ世帯に対する家具転倒防止器具等の取付け事業を開始しました。

この手引きをご一読いただき、国立市の減災のために一人でも多くの方のご協力をいただけると幸いです。

国立市減災対策推進アクションプランの 4 つの視点のうち、

「『に』・・・逃げやすく駆けつけやすい道づくり」

に効果がある取り組みです。



【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111 内線 145～147

FAX 042-576-0264

- ◆ 申請に必要な様式は、防災安全課窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

地震による家具の転倒等が、多くの負傷者を発生させます

近年の地震による負傷者の 30～50%は、家具類の転倒・落下・移動が原因です。なるべく部屋に物を置かないことはもとより、避難経路やドアをふさがないように家具の配置を工夫したり、家具転倒防止器具等による家具類の転倒・落下・移動防止対策を行ったりすることで、けがのリスクを減らすことができます。

家具転倒防止器具等とは

家具転倒防止器具等とは、地震の揺れで家具類が転倒・落下・移動することを防止する器具のことです。家具転倒防止器具等には、家具と壁をネジ止めする L 字金具のほか、家具と天井を固定する突っ張り棒、家具と床面を接着させる粘着シート、家具を壁際に傾斜させる家具ストッパーなどがあります。

なお、家具転倒防止器具等はあくまで補助器具ですので、取り付けることですべての被害を防ぐわけではありません。

家具転倒防止器具等「支給」事業と「取付」事業とは

市では、家具転倒防止器具等を無料で支給する「① 家具転倒防止器具等支給事業」と、家具転倒防止器具等を無料でご自宅に取り付ける「② 家具転倒防止器具等取付事業」を展開しています。なお、「② 家具転倒防止器具等取付事業」については、3p 以降をご参照ください。

「① 家具転倒防止器具等支給事業」とは

家具転倒防止器具等支給事業（以下「支給事業」といいます）とは、非課税世帯を対象に、一定数の家具転倒防止器具等を無料で支給する事業です。

（1）支給事業の対象者

支給事業の対象者は、国立市に住民登録があり、「（1）支給年度の住民税が非課税の世帯」、「（2）これまでに国立市から家具転倒防止器具等の支給を受けていない世帯」の両方の条件を満たす世帯です。

例 1) 令和 7(2025)年度の住民税が非課税の世帯は対象となりますか？

⇒ 令和 8(2026)年度の住民税の状況で判断しますので、令和 7(2025)年度の住民税が非課税の場合は支給対象となりません。

例 2) 平成 23(2011)年度に国立市から家具転倒防止器具の支給を受けたことがあるのですが、対象となりますか。

⇒ 国立市が平成 21(2009)年度から平成 23(2011)年度に実施した「家具転倒防止器具等支給事業」及び平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度までに実施した「高齢者家具転倒防止器具等支給事業」、令和元(2019)年度から令和 7(2025)年度に実施した「家具転倒防止器具等支給・取付事業」で、すでに支給を受けている方は、本事業の支給の対象にはなりません。

(2) 支給事業の手続き(申請者)

(1) 支給申請	市に申請書を提出 【提出期限】 9月 25日(金) 【提出書類】 ① 国立市家具転倒防止器具等支給等申請書(第1号様式) ・太枠内の記入、捺印。 ・申請書の表の中から支給を希望する器具等の数量記入 ・申請は150ポイント以内 ② 本人確認書類
〈市〉 支給決定	申請内容を審査(非課税世帯であるかどうかの確認等)のうえ、支給の可否を決定し、第3号様式により通知します。 なお、申請件数が多かった場合、抽選とさせていただきます。抽選から漏れた場合、第4号様式をお送りいたします。
(2) 器具等の支給	支給決定後、希望した器具等を市で購入し、ご自宅まで配送いたします(市が委託している業者から配送いたします)。
(3) 器具等の取付け	支給後の取付けはご自身もしくはご家族の方に行っていただきます。なお、「② 家具転倒防止器具等取付事業」の対象となる世帯については、取付けも市で行います。詳しくは以下をご参照ください。

「② 家具転倒防止器具等取付事業」とは

家具転倒防止器具等取付事業(以下「取付事業」といいます)とは、75歳以上の者のみで構成されている世帯やしょうがいをお持ちの方がいらっしゃる世帯を対象に、一定数の家具転倒防止器具等を無料で取付ける事業です。

(1) 取付事業の対象者

取付事業の対象者は、国立市に住民登録があり、「(1) 満75歳以上の者のみで構成されている世帯」、「(2) 2級以上の身体障害者手帳、東京都知事が定める2度以上の愛の手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯」のいずれかの条件を満たす世帯であり、かつ、これまでに国立市から家具転倒防止器具等取付事業の支給を受けていない世帯です。

(2) 取付事業の申請手続き(申請者)

(1)取付申請	市に申請書を提出 【提出期限】 9月 25日(金) 【提出書類】 ①国立市家具転倒防止器具等取付等申請書(第2号様式) ・太枠内の記入、捺印。 ・申請書の表の中から取付を希望する器具等の数量記入 ・申請は150ポイント以内 ③ 本人確認書類
<市> 取付決定	申請内容を審査(対象世帯であるかどうかの確認等)のうえ、取付の可否を決定し、第3号様式(取付決定通知)により通知します。 なお、申請件数が多かった場合、抽選とさせていただきます。抽選から漏れた場合、第4号様式をお送りいたします。
(2)器具等の購入	取付決定通知を受領したら、ご自身で指定した家具転倒防止器具等を購入し、取付に向けた準備をしてください。 「①家具転倒防止器具等支給事業」で支給を受けた家具転倒防止器具等も取付対象になります。(いずれも、申請書に記載のある家具転倒防止器具等に限りです。)
(3)器具等の取付け	取付業者がご自宅を訪問し、お持ちの器具等が取付可能かどうかの事前確認をさせていただきます。 確認の結果、取付可能という判断が出ましたら再び取付業者がご自宅を訪問し、取付の作業をいたします。 なお、突っ張り棒(マグニチュード7)については、取付から2週間程度後、ぐらつき等の確認(事後点検)を取付業者がいたします。

その他

(1) 支給決定等の取消し

市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給・取付の決定の全部もしくは一部を取り消し、支給を受けた器具等を返還させ、又は支給・取付に係る実費を徴収することができます。

- ① 偽りその他不正の手段によりこの支給等を受けたとき。
- ② 器具等をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付け、若しくは担保に供したとき。